

は じ め に

平成17年3月、人権を大切に作る心を育てる保育をすすめるために「名古屋市保育所人権保育指針」を策定しました。

指針は、『一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し、生きる喜びと生きる力を育て自分らしさを発揮し、表現する子どもを育てる』『子どもを権利の主体として認め、豊かなかかわりの中で、お互いの人権を尊重しあう子どもを育てる』を基本理念として掲げ、これを踏まえて5つの基本方針を明らかにし、すべての保育所において人権保育をすすめるための基本的な考え方を示しています。

生涯にわたる人間形成の基礎を培う乳幼児期に、かけがえのない存在として大切に育てられ自己を十分に発揮することが、自分を大事にし他者を信頼することにつながっていきます。そこに、一日の生活の大半を過ごす保育所において人権保育をすすめる意義があります。

指針にもとづいて、すべての子どもがお互いの人権を尊重しあう人間として、また、多様な文化をもった人たちと共生していく人間として自立できるように保育をすすめていくことが求められています。

人権保育は、保育にたずさわるすべての人が人権の大切さを深く理解し、人権意識と豊かな人権感覚を身につけ、日頃行っている保育を家庭や地域社会と連携して、人権の視点から一層充実させていくことです。

この「名古屋市保育所人権保育指針推進編」は、すべての保育者が、指針の理念の実現に向けて主体的に人権保育を実践していくうえでその手がかりとなるように作成しました。日々の保育を場面ごとにとらえて「人権保育の視点」をあきらかにし、子どもの置かれている状況に応じて大切にしたい保育者の心構えを「具体的な対応」としてまとめました。また、「保育の事例」で人権保育の取り組みや工夫、参考となる教材や職員の研修などをとりあげました。編集にあたっては、保育園長で構成する研修委員会の方々の協力を得、発行することとなりました。

この冊子を入権保育をすすめる一助として活用し、実践・検討を積み重ねて内容の充実を図っていただければ幸いです。

